

# 一般社団法人ReStory 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は一般社団法人ReStoryと称する。

### (所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、「生まれた環境によらず、誰もが多様な人に出会い、関わり合い、自由に生きていける世界をつくる」ことを目的とする。

### (活動の内容)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1)多様な人々の経験や物語を通じた相互理解と対話を促す企画・運営
- (2)オンラインコミュニティの開発・運営
- (3)教育機関・福祉施設・企業等への対話・相互理解プログラムの提供
- (4)出会いや対話を記録・発信する出版・映像・Webコンテンツの制作・販売
- (5)多様な生き方や価値観を伝えるための広報・発信(SNS、Webメディア等)
- (6)調査・研究・ドキュメンタリー制作等の啓発活動
- (7)前各号に附帯または関連する一切の事業

### (公告の方法)

第5条 当法人の公告は電子公告により行う。

2 電子公告ができないやむを得ない事由がある場合は官報に掲載して行う。

### (反社会的勢力の排除)

第6条 当法人は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力とのいかなる関係も持たず、これら勢力による不当な要求を排除する。

## 第2章 社員

### (社員)

第7条 当法人の社員は、設立時社員及びその後入社した者とする。

### (入社)

第8条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

#### (会費)

第9条 社員は、社員総会の決議により定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (退社)

第10条 社員は、退社届を提出することにより任意にいつでも退社することができる。

#### (除名)

第11条 当法人の社員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に従う社員総会決議により除名できる。

#### (社員の資格喪失)

第12条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退社したとき。
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3)2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総社員の同意があったとき。

## 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

#### (権限)

第15条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1)定款の変更
- (2)事業計画及び収支予算の承認
- (3)決算(計算書類)の承認
- (4)役員の選任及び解任
- (5)その他法人運営に関する重要事項

#### (決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第48条の要件を満たす場合には、書面または電磁的方法(電子メールその他)によって社員総会の決議があつたものとみなすことができる。

#### (議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

**(議長)**

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

**(議事録)**

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 役員

**(役員等の設置等)**

第20条 当法人に、次の役員を置く。

    理事 3名以上10名以内

    監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

**(選任等)**

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 各理事について、当該理事とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

**(理事の職務権限)**

第22条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 代表理事及び理事会決議によって当法人の業務を執行する理事として選任された理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

**(監事の職務権限)**

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

**(任期)**

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

**(解任)**

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

第26条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議により定める。

2 役員は、その職務執行に要した費用の実費弁償を受けることができる。

#### (取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

#### (責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、理事または監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、理事(業務執行理事または当該法人の使用人でないものに限る)又は監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金50万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

#### (構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 規則の制定・変更及び廃止

#### (招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第六章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は剰余金の分配は行わない。

## 第七章 定款の変更及び解散

(改定)

第39条 本定款の変更は、社員総会の決議によって行う。

(解散)

第40条 当法人は、法令で定める事由により解散する。

(残余財産)

第41条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残存財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、設立日から令和8年3月31日までとする。

(設立時役員)

第43条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	林実香
設立時理事	屋宜彩音
設立時理事	矢野光華
設立時監事	小坂康人

設立時代表理事 林実香

(設立時社員の氏名及び住所)

第44条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1 住所	神奈川県相模原市南区東林間5丁目10番10号
氏名	林実香
2 住所	東京都江戸川区春江町5丁目25番地3 セリシール305
氏名	屋宜彩音

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ReStory設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和7年12月4日

設立時社員 林実香 

設立時社員 屋宜彩音 